

原爆症認定集団訴訟を支援する会・長崎 ニュース NO. 16

長崎市岡町 8-20 被災協気付 電話 095-844-0958

原爆症認定集団訴訟を支援する会・長崎

2008年7月24日発行

大阪地裁勝訴 (7/18)、10 連勝に!!

= 早期解決、認定基準の抜本改定を目指して =

6 地裁の勝訴判決を契機に、従来の審査基準が見直され、今年の 4 月から新基準が実施されましたが、その見直しは新たな差別をつくる線引きと、なおも不明瞭な審査であり、被爆者の立場に立った内容には程遠いものです。

新基準のあと、仙台と大阪の両高裁、長崎、大阪の両地裁の判決で、原告側がいずれも勝利し、仙台、大阪の両高裁判決では、国、厚生労働省は上告を断念しました。

しかし、この上告断念の日の記者会見で厚生労働省は「他の高裁判決を仰ぐ必要がある」と述べています。私たちは、抗議をこめて「これ以上、被爆者を苦しめるな」の声を、国に届けなければなりません。

8 月 6 日、9 日の平和祈念式典に出席する福田総理に、裁判全面の一括解決を求め、ハガキを集中しましょう！8 月 5 日の「市民集会 in ヒロシマ」に参加できる方は、ぜひお願いします。

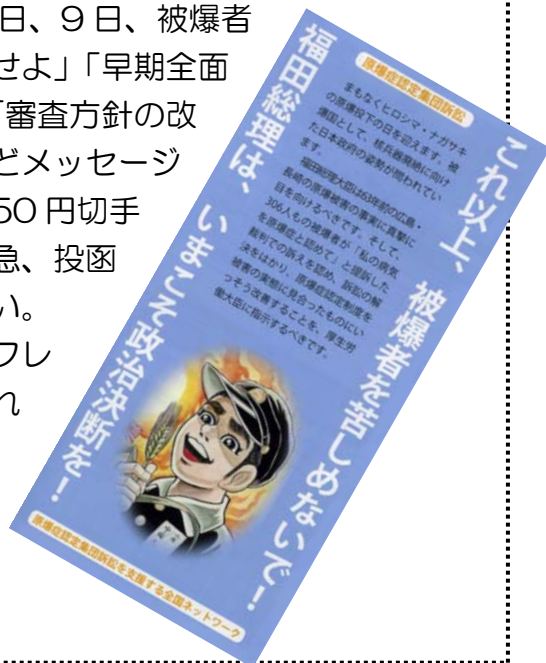


7 月 3 日、平和祈念像前での座り込み判決後 10 日間に、272 名が参加しておこなわれました。

福田総理へハガキ集中を！

「8 月 6 日、9 日、被爆者の前で謝罪せよ」「早期全面解決を！」「審査方針の改定を！」などメッセージを書いて、50 円切手を貼り、至急、投函してください。

このリーフレット希望される方は、事務局へご連絡を。



2 陣・第 14 回口頭弁論

9 月 29 日 (月) 15:30~ 長崎地裁にて傍聴参加をよろしくお願いします。